

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五十号

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営住宅条例施行規則（平成十四年秋田県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号、別表第二の三の項及び同表の備考(二)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この規則は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。